



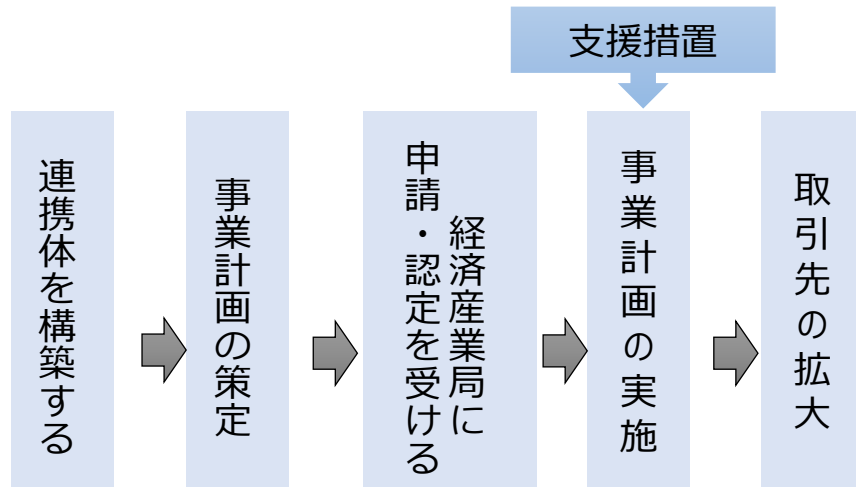
特定下請連携事業計画の概要

令和7年 1 月
中小企業庁

1. 特定下請連携事業計画の概要

- 下請中小企業振興法第8条に基づき、**特定下請事業者2人以上が連携**し、新製品の開発や新たな生産方式の導入等の新事業活動を行うことにより、既存の親事業者以外の者との取引を開始・拡大することで、**特定の親事業者への依存の状態の改善を図る**ための計画。
- 国から当該計画の認定を受けることにより融資等の支援を利用できます。

【計画認定の流れ】



- 特定下請事業者
前事業年度又は前年度において一の特定親事業者への取引依存度が20%以上の下請事業者
- 依存の状態とは
下請事業者の前事業年度又は前年度における一の特定親事業者への取引依存度が20%以上の割合である状態をいう。

【支援措置】

- ① 日本政策金融公庫による低利融資制度（設備資金 等）
- ② 中小企業信用保険法の特例（普通保険、無担保保険、特別小口保険の別枠化等）
- ③ 中小企業投資育成株式会社法の特例（株式の引き受け等）

※個別の支援策ごとに当該支援機関の審査や確認が必要。

2. 特定下請連携事業計画の認定基準

- ①事業の目標、内容及び実施時期、当該事業のために共同事業者又は協力者が提供する経営資源の内容が振興基準に照らして適切なものであること。
- ②特定親事業者以外の者との下請取引その他の取引の開始又は拡大を通じて、**特定下請取引への依存の
状態の改善**が行われるものであること。
- ③事業の内容及び実施時期、経営資源の内容、事業実施に必要な資金の額及びその調達方法が事業を確実に遂行するため適切なものであること。

<親事業者と下請事業者の定義>

親事業者【第2条第2項】

下請事業者より、資本金、出資金
(個人の場合は従業員数)
の大きな事業者

継続的に行われる、

- ①物品の製造委託
- ②製造のための設備、器具の製造委託または修理委託
※自らが業として製造・修理を行わない場合も含む
- ③修理委託
- ④情報成果物作成委託
- ⑤役務提供委託

下請事業者【第2条第4項】

【製造業・建設業・運輸業等】
3億円以下又は300人以下（個人含む）

【サービス業】
5,000万円以下又は100人以下（個人含む）

【ゴム製品製造業(自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造を除く)】
3億円以下又は900人以下（個人含む）

【ソフトウェア業又は情報処理サービス業】
3億円以下又は300人以下（個人含む）

【企業組合及び協業組合】

3. 特定下請連携事業計画の策定

(1) 計画を実施する連携参加者の分類

名称	対象となる者
特定下請事業者 ※代表者となる者 ※2者以上必要	前事業年度又は前年度において一の特定親事業者への取引依存度が20%以上の下請事業者
特定会社	特定下請事業者が資本金の額又は出資の総額の1/2以上を出資している会社
共同事業者	特定下請連携事業を共同で行う特定下請事業者以外の者（大企業含む事業実施に協力する者）
協力者	特定下請連携事業の実施に協力する一般社団法人、一般財団法人その他の者（例：各県支援センター、商工会議所等）

(2) 計画の認定要件

特定下請事業者のうち1者が計画の代表者になります。

計画の実施者	①特定下請事業者2者以上 ②特定下請事業者2者以上+特定会社、共同体、協力者
計画のポイント	連携体における①組織体制の整備、②中核となる者の存在（リーダー）、③課題解決型ビジネス（取引先のニーズ・課題の把握、複数企業の技術・ノウハウ等の組み合わせ、顧客に対する企画・提案）の実施を含めた事業計画を立てて下さい。
計画期間	3～5年計画の計画を立てて下さい。
目標	特定下請事業者が事業計画期間内に特定親事業者への取引依存度を年1%以上低下させる目標を立てて下さい。

4. 計画申請に必要となる書類、相談先

- 特定下請連携事業計画の認定申請に係る相談・受付は、各経済産業局において行っております。
- 制度の概要や具体的な申請書の作成方法等、ご不明な点があれば、お近くの経済産業局に、まずはご相談ください。

【計画申請に必要となる書類】

- 申請書（規則様式第3）
- 添付書類（規則第5条）
 - ・特定下請事業者の定款（全ての特定下請事業者分）
 - ・特定下請事業者の直近の2年間の事業報告書、貸借対照表、損益計算書
 - ・連携参加者の当該特定下請連携事業計画に関する同意書の写し（様式自由）
- その他の添付書類
 - ・事業計画の概要
 - ・特定親事業者との下請取引による収入金額がわかる資料（様式第3別表2補足）
 - ・連携グループの目的・事業方針・事業戦略を定めたもの（様式第3別表3補足）
 - ・現在定めている規約の一覧表（様式自由）

【支援措置①】日本政策金融公庫による低利融資制度（企業活力強化資金）

- 特定下請連携事業計画の認定を受けた連携グループは、日本政策金融公庫から計画実施のために必要な設備資金及び運転資金に対して低利融資を受けることができます。

貸付対象	特定下請事業計画の認定を受けた連携体を構成するもの ⇒特定下請事業者、特定会社、共同事業者（※大企業除く。）
貸付用途 (中小企業事業の場合)	設備投資：7億2千万円まで ⇒工場の建設、機械の取得など
貸付利率	特別利率①（1.45%※） ※貸付期間が10年以内で、貸付額が2億7千万円までの場合

問い合わせ先

日本政策金融公庫 事業資金相談ダイヤル ☎0120-154-505

【支援措置②】

中小企業信用保険法の特例

金融機関から融資を受ける際、信用保証協会が債務保証をする制度で、保証の特例を受けるためには、特定下請連携事業計画の認定を受けることが必要です。特例措置の具体的内容は次のとおりです。

■ 普通保証、無担保保証、特別小口保証の限度額の別枠化

普通保証、無担保保証、特別小口保証に加えて、それぞれさらに別枠で同額の保証を受けることができます。

【保証限度額】

普通保証	企業	2億円
	組合	4億円
無担保保証	8,000万円	
特別小口保証	1,250万円	

+

【別枠】

2億円
4億円
8,000万円
1,250万円

■ 新事業開拓保険の限度枠の拡大

【保証限度額】

新事業開拓保証	企業	2億円
	組合	4億円

→

【別枠】

4億円
6億円

問い合わせ先

(社) 全国信用保証協会連合会業務部 ☎03-6823-1200
各都道府県等の信用保証協会

【支援措置③】

中小企業投資育成株式会社法の特例

中小企業投資育成株式会社が中小企業者の株式、新株予約権、新株予約権付社債の引受け等を行うことにより、資金調達を支援します。特例を受けるためには、特定下請連携事業計画の認定を受けることが必要です。

■ 対象者

資本金の額が3億円以下の株式会社または資本金の額が3億円以下の株式会社を設立しようとする方。

なお、**特例による新規投資の場合は、資本金の額が3億円を超えるものであっても投資対象となります。**

■ 支援内容

以下の支援を受けることができます。（投資に際しては、投資育成会社による審査があります。）

【投資事業】

- ①株式会社の設立に際して発行される株式の引受け
- ②増資に際して発行される株式の引受け
- ③新株予約権の引受け
- ④新株予約権付社債の引受け

【育成事業】

投資先企業に対して、経営相談、ビジネスマッチング、株式上場支援、セミナー・情報提供等の支援を行います。

問い合わせ先

東京中小企業投資育成（株） ☎03-5469-1811
名古屋中小企業投資育成（株） ☎052-581-9541
大阪中小企業投資育成（株） ☎06-6459-1700